

川内1号機
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
1	申請概要資料	申請概要資料2ページについて、廃棄物搬出検査棟に貯蔵するドラム缶の容量を記載すること。また、容量の根拠及び保管場所の配置を補足説明資料として示すこと。	拝承。申請概要資料に廃棄物搬出検査棟の容量を追記する。 また、補足説明資料4-3として容量の根拠、補足説明資料4-1として保管場所の配置を示す。	申請概要資料(p.2) 補足説明資料4-1.4-3(追加)
2	申請概要資料	申請概要資料5ページの図中に示している「検査装置」及び「固化処理の器具」について、補足説明資料として示すこと。	拝承。補足説明資料4-4として検査装置の概要、補足説明資料4-2として固化処理の器具の概要を示す。	補足説明資料4-2.4-4(追加)
3	申請概要資料	廃棄物搬出設備の処理フロー及び換気設備の構成について、補足説明資料として示すこと	拝承。補足説明資料4-1、4-2として、処理フロー及び換気設備の構成を示す。	補足説明資料4-1.4-2(追加)
4	申請概要資料	「容量」を「貯蔵容量」に修正すること	拝承。該当箇所の記載を適正化する。	申請概要資料(p.2)
5	申請概要資料(参考資料)	申請概要資料(参考資料)に42条、43条を追加すること	拝承。申請概要資料(参考資料)に該当項目を追記する。	申請概要資料(参考資料) (p.24.25)(ページ追加)
6	申請書全般	今回設置する雑固体搬出設備が、アクセスルートに波及的影響を及ぼさないことについて、具体的に説明する補足説明資料を作成すること	拝承。補足説明資料5として、本申請設備がアクセスルートに影響を与えないことを示す。	補足説明資料5(追加)
7	申請概要資料	外部衝撃への対策を、設置許可で示した資料を基に補足説明資料としてまとめること。	拝承。補足説明資料6として、該当項目を含め、自然現象等への設計方針をまとめて示す。	補足説明資料6(追加)
8	申請書全般	既工認から変更がないものについて、資料ごとにどの工認を呼び込んでいるのか一覧表とすること	拝承。補足説明資料7として、本申請と同様の内容を説明した既設工認申請を添付資料ごとに示す。	補足説明資料7(追加)

グレーの項目は回答済み

川内1号機
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
9	火災防護設備に関する説明資料3	火災防護設備に関する説明資料3 別紙3最終頁にある「設備への影響」の項目に、ドラム缶についての記載を追加すること。	拝承。補足説明資料8-3別紙3の設備に対する影響のところに、ドラム缶への影響を追記する。	補足説明資料8(追加)
10	添付図面(火災)	消火栓と火災感知器の具体的配置を示すこと。	拝承。補足説明資料8-1(火災区域及び区画の設定に関する説明資料)内に消火栓及び感知器の配置を追記する。	補足説明資料8(追加)
11	火災防護設備に関する説明資料3	火災防護設備に関する説明資料3の3頁「5. 参考」の第1表に消火剤の総量を示すこと。	拝承。補足説明資料8-3の5項の表に欄を追加し総量を併記する。	補足説明資料8(追加)
12	火災防護設備に関する説明資料3	消防法申請対象外の、炉規法に基づいて設置するハロン消火設備の点検について、点検内容や周期を説明すること。	廃棄物搬出設備における全域ハロン自動消火設備については、パトロールによる巡視点検及び廃棄物搬出設備の運転を考慮した定期的な機能点検(機器点検、総合点検)を実施する。なお、廃棄物搬出建屋の全域ハロン自動消火設備の詳細な点検内容及び点検周期は、今後、保安規定に基づく社内規定文書に定める。	—
13	火災防護設備に関する説明資料3	ハロンボンベの貯蔵に対する高圧ガス保安法の適用有無について、確認すること。	ハロン1301は、第二種ガスに該当し、高圧ガスの貯蔵量が10,000kg又は3,000kgを超える数量を貯蔵する場合は、それぞれ第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を届出する必要があるが、廃棄物搬出建屋内のハロン1301の貯蔵量は、1,250kgであるため、届出対象外である。	—
14	補足説明資料6	補足説明資料6の第1表にある「凍結防止」の設計方針について、設置許可から変更となった理由を資料内に追記すること。	拝承。補足説明資料6の第1表の枠外に設置許可からの変更理由を追記する。	補足説明資料6
15	要目表(火災防護設備) 添付資料4(火災) 添付図面7(火災)	雑固体廃棄物を一時保管するエリアを、火災防護区域・区画として設定する必要はないのか検討すること。		
16	要目表(放射線管理施設)	換気系統に設置する試料採取装置について、プロセスモニタリング設備として設工認の申請対象とする必要はないのか検討すること。	圧縮固化処理棟の換気系統に設置する試料採取装置の設工認における扱いについては、別紙のとおり整理している。	—
17	要目表(放射性廃棄物の廃棄施設) 添付資料2(設備別記載事項の設定根拠)	雑固体廃棄物を建屋内のどこにどのように貯蔵するのか、エリアごとの貯蔵量などを申請資料等で明らかにすること。	拝承。補足説明資料4-3に追加し説明する。	補足説明資料4